

介護老人保健施設プエブロ稲敷 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設プエブロ稲敷（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和7年11月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄

写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設プエブロ稲敷のご案内
(令和7年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名……………医療法人美湖会 プエブロ稲敷
- ・開設年月日……平成21年6月1日
- ・所在地……………〒300-1417 茨城県稲敷市狸穴11番地
- ・電話番号…………0297-87-7511 ・FAX…0297-87-7588
- ・管理者名…………猪股 伸一
- ・介護保険指定番号…0852780022号(多床室、従来型個室)
0852980010号(ユニット型)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設プエブロ稲敷の運営方針]

「要介護者である利用者の自立を支援することを目的とし、目的に沿って各利用者が能力に応じた日常生活を営めるようサービス計画を立て、内容についての同意を頂き、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供いたします。サービスの質の向上のため①感染症管理体制の強化②介護事故に対する安全管理体制の強化③身体拘束廃止に向けた取り組みの強化に努めます。また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。」

(3) 施設の職員体制

医師…1名 看護・介護職員…40名以上 介護支援専門員…1名以上
支援相談員…2名 理学療法士…4名 管理栄養士…1名 事務…2名

(4) 入所定員等

- ・定員100名(うち認知症専門棟40名)
- ・療養室 ユニット個室…20室、一般4人室…10室
認知専門棟4人室…8室 個室…4室 2人室…2室

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時00分～18時00分

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦相談援助サービス

⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨利用者が選定する特別な食事の提供

⑩理美容サービス

⑪行政手続代行

⑫その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称……………美浦中央病院

・住 所……………茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地

・協力歯科医療機関

・名 称……………横田歯科医院

・住 所……………茨城県稲敷市角崎166

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会……………月～日曜日 午前10:00～11:45（最終受け付け）

午後13:30～16:15（最終受け付け）

- ・ 外出・外泊……………食事を止める事や薬の用意がありますので、原則として3日前までに電話連絡の上、当日サービスステーションにて所定の用紙に記入してください。（感染症対策の都合により変更有）

- ・ 飲酒・喫煙……施設内全館禁止。
- ・ 火気の取扱い……施設内持ち込み禁止。
- ・ 設備・備品の利用……故意に破損された場合、修理代をいただきます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み……物品によっては持ち込みをご遠慮頂く場合もございますので、事前にお問い合わせください。
- ・ 金銭・貴重品の管理……場合によりお預かりすることができます。支援相談員にご相談ください。
- ・ 外泊時等の施設外での受診……外泊期間中に状態が変わり、やむを得ず病院を受診する場合は、必ずご連絡ください。
- ・ ペットの持ち込み……館内への持ち込みは禁止。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（市村・大島）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0297-87-7511）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所前ラウンジ（1階）、エレベーターホール（2階）に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

（公共苦情相談連絡先）

茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565
稲敷市役所高齢福祉課	029-892-2000
河内町役場町民保健グループ	0297-84-2111
龍ヶ崎市役所高齢福祉課	0297-60-1529
美浦村役場高齢福祉課	029-885-0340
牛久市役所高齢福祉課	029-873-2111
利根町役場	0297-68-2211

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和7年11月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【多床室】

- ・要介護1……………804円
- ・要介護2……………855円
- ・要介護3……………921円
- ・要介護4……………974円
- ・要介護5……………1,026円

【従来型個室】

- ・要介護1……………727円
- ・要介護2……………774円
- ・要介護3……………840円
- ・要介護4……………895円
- ・要介護5……………945円

【ユニット型個室】

- ・要介護1……………813円
- ・要介護2……………860円
- ・要介護3……………926円
- ・要介護4……………982円
- ・要介護5……………1,032円

上記の金額に、ユニット型個室はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22円／日）、一般棟、認知専門棟にはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）（6円／日）がそれぞれ加算されます。

＊ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に31円加算されます。

＊短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）…262円／回

（入所から3ヶ月以内に限り算定。）

＊リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）…34円／月

（リハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出。リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために情報を活用）

＊自立支援促進加算…305円／月

（自立支援のために必要な医学的管理を実施、自立支援計画を策定。医学的評価、支援計画の見直しを実施し、その結果等を厚生労働省へ提出。当該情報を自立支援促進のために活用。）

＊科学的介護推進体制加算（Ⅰ）…41円／月

（利用者ごとの身体状況、栄養状態、口腔機能、認知症の症状や入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病や服薬情報を厚生労働省に提出。サービス提供に当たり情報を活用。）

＊排泄支援加算（Ⅰ）…11円／月

（排泄に介護を要する利用者に対し、介護を要する原因を分析、支援計画を作成し支援を実施。また評価を実施し、その評価結果を厚生労働省へ提出、当該情報を活用）

＊排泄支援加算（Ⅱ）…16円／月

（排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、排尿、排便状況の改善、悪化が見られないか、オムツ使用から使用無しに改善した場合）

＊排泄支援加算（Ⅲ）…21円／月

（排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、排尿、排便状況の改善、悪化が見られないことに加え、オムツ使用から使用無しに改善している場合）

＊褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）…3円／月

（褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価。評価結果を厚生労働省に提出。褥瘡管理に当該情報を活用）

＊褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）…14円／月

（褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生が無い場合）

＊安全対策体制加算…21円／月

（入所時に1回を限度。施設内で組織的に安全対策を実施）

- *療養食加算…6円／1食
(症状に応じ、主治医より特別な食事提供が必要と認められた場合)
- *再入所時栄養連携加算…203円／日
(当施設入所者が入院後、再入所する際、経管栄養や嚥下調整食の新規導入となった場合に病院と施設の管理栄養士が連携、調整を図った場合)
- *退所時栄養情報連携加算…71円／回
(特別食(療養食)を必要とするもの又は低栄養状態の方に対して退所時に各関係機関に情報提供を実施)
- *所定疾患施設療養費(Ⅰ)…243円／回 月7回を限度
(肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置を実施)
- *緊急時治療管理…525円／回
(緊急時に救命救急医療など所定の対応を行った場合)

- *口腔衛生管理加算(Ⅰ)…92円／月
(利用者ごとの口腔衛生管理、歯科医、歯科衛生士による介護職員への助言・指導)
- *口腔衛生管理加算(Ⅱ)…112円／月
(口腔衛生管理加算Ⅰに加え、情報を厚生労働省へ提出。口腔衛生管理に情報を活用)
- *経口移行加算…29円／日(経管栄養の利用者について、経口摂取を進める)
- *経口維持加算(Ⅰ)…406円／月
(著しい誤嚥が認められる利用者について経口維持を図る。)
- *経口維持加算(Ⅱ)…102円／月
(誤嚥が認められる利用者について医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が食事の観察や会議等に加わった場合)

- *認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に77円加算されます。
- *認知症チームケア推進加算(Ⅰ)…152円／月
(認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応。認知症介護の専門的な研修を終了している者を配置、認知症の行動・心理症状に対してチームケアを実施。支援計画作成、評価、計画の見直しを行う。)
- *認知症チームケア推進加算(Ⅱ)…122円／月
(認知症介護の専門的な研修を修了している者を配置、認知症の行動・心理症状に対してチームケアを実施。支援計画作成、評価、計画の見直しを行う。)
- *認知症行動・心理症状緊急対応加算…203円／日
(認知症の方を緊急に受け入れた場合。入所後7日を限度)
- *若年性認知症受入加算…122円／日
- *認知症情報提供加算…355円／回(認知症疾患医療センター等への紹介)

- *外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて1日あたり367円となります。外泊中に在宅サービスを利用した場合、外泊時費用にかえて1日あたり812円となります。(1ヶ月に6日を限度)

- *入所前後訪問指導加算（Ⅰ）…457円／回
（退所を念頭においた計画策定と方針の決定を行った場合）
- *入所前後訪問指導加算（Ⅱ）…487円／回
（退所を念頭においた計画策定と方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合）
- *退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ①試行的退所時指導の場合…406円
（入所中に試行的な退所を実施。退所後の療養上の指導を行った場合）
 - ②退所時情報提供（加算Ⅰ）の場合…507円
（在宅退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合）
退所時情報提供（加算Ⅱ）の場合…254円
（入院退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合）
 - ③入退所前連携加算（Ⅰ）…609円
（入所前後30日以内に入所者が希望する居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービスの利用方針を決定。加え、退所に先立ち利用者が希望する居宅介護支援事業所に必要な情報を提供、退所後の居宅サービス利用に関して調整を図る。）
入退所前連携加算（Ⅱ）…406円
（入所前後30日以内に入所者が希望する居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービスの利用方針を決定。）
 - ④訪問看護指示加算…304円
（施設退所時に施設医が訪問看護指示書を交付した場合。）
- *新興感染症等施設療養費…243円（1月に1回、連続する5日を限度）
（入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保。適切な感染対策を行った上、介護サービスを行った場合）
- *協力医療機関連携加算…51円／月
（相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合）

*（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

※介護保険自己負担分については、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ユニット型個室）として7.5%、介護職員等処遇改善加算Ⅱ（多床室、従来型個室）として7.1%の上乗せが加算されます。

※当施設では地域区分上乗せ割合7級地のため、1単位を10.14円として計算しています。

※上記料金は介護保険自己負担分1割の料金です。介護保険自己負担分については、所得により負担割合が1割から3割と異なります。

(2) その他の料金

① 食費／1日あたり

朝食 460円 昼食 700円 夕食 680円* おやつ 120円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり)*

・ユニット型個室 2,070円

・従来型個室 1,730円

・多床室 440円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。

③ 特別な室料(1日当たり)

・ユニット型個室 1,100円

④ 理美容代 実費(2,970円～9,900円程度。別途資料をご覧ください。)

⑤ 個人使用の電気製品持ち込み料 1品目当たり 110円/日

⑥ 文書料 領収証明書(1ヶ月につき) 1通 220円

診断書(特別な検査なし) 1通 3,300円

(特別な検査あり) 1通 3,500円～11,000円

⑦ 私物洗濯料 小(靴下・タオル・パンツ等) 50円

中(シャツ・ももひき・ラバーシート等) 100円

大(パジャマ・トレーナー等) 200円

特大(はんでん等) 300円

⑧ 教養娯楽費 210円/日

行事・レクリエーション・クラブ(書道・カラオケ・美術・ビデオ鑑賞・遊びり)等に係る費用・誕生者の写真・プレゼント・行事の写真等

⑨ 日用品費 220円/日

石鹸・シャンプー・食事用エプロン・歯磨き粉・おしぼり等

⑩ 送迎費 1kmあたり 60円

⑪ 施設外ショッピング、外食会又は外部業者販売において購入する嗜好品の立替え、趣味活動等の個人所有希望品 等

(3) 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、施設窓口での現金支払いとなります。やむを得ない事情等の申し出によってのみ現金書留にてお受け致します。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和7年11月1日現在)

介護老人保健施設プエブロ稲敷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設プエブロ稲敷を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設プエブロ稲敷
理事長 岩瀬 剛 殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	

【本約款第１０条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

第１連絡先

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	

第２連絡先

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	